

参加企業募集のご案内

～ 第2回上海輸入商品博覧会 ～

香川県、(財)かがわ産業支援財団では、県内企業の中国販路開拓を支援するため、経済成長が著しい中国上海市で開催される『第2回上海輸入商品博覧会』に香川県ブースを出展します。

中国への販路拡大を目指している企業の皆様のご参加をお待ちしています。

主催：香川県、(財)かがわ産業支援財団

1. 第2回上海輸入商品博覧会について

- (1) 名称：第17回上海全国消費商品交易会、第2回上海輸入商品博覧会
 - ・2つの見本市の合同開催、香川県ブースは上海輸入商品博覧会に出展します。
- (2) 会期：平成20年9月23日(火)～26日(金)の4日間
- (3) 会場：上海展覽中心
- (4) 主催者：上海市経済委員会、上海市対外経済貿易委員会

2. 香川県ブースについて

- (1) 出展料(スペース料、展示装飾費、出展製品等輸送費等)は主催者が負担します。
 - ・主催者の指定する期日、場所に搬送いただける出展製品等については、主催者において一括して会場まで搬送します。
 - ・渡航費、宿泊料、通訳料等は自己負担となります。詳細は、「第2回上海輸入商品博覧会香川県ブース出展規程」を参照ください。
- (2) ブース面積：27㎡(3小間)

3. 募集内容

- (1) 募集対象企業
県内に主たる事業所を有する中小企業者または中小企業団体等(ただし、今回の募集には、食品、飲料、食品加工品の出展は含めないこととします。)
- (2) 募集企業数
3社・団体程度
※審査のうえ、主催者で参加者を決定します。審査の結果は、5月下旬頃に通知する予定です。

4. 応募方法等

- (1) 応募書類
 - ・申込書(その1、その2、その3)
 - ・企業案内、出品物カタログ等
 - ・直近期の決算書のコピー

- ・直近の納税証明書（県税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの。）

(2) 応募期間

平成 20 年 4 月 18 日（金）～5 月 19 日（月）

(3) 応募・問合せ先

財団法人かがわ産業支援財団 企業振興部 新事業サポートセンター

担当：藤川、池田

〒761-0301 高松市林町 2217-15

TEL: 087-840-0391 FAX: 087-869-3710

(窓口受付の場合) 平日 8 時 30 分～12 時 15 分 13 時 00 分～17 時 15 分 (郵送の場合) 応募最終日必着とします。
--

5. 留意事項

- (1) 天災等、不可抗力の事故により見本市会場が使用不可となった場合、または見本市が中止となった場合、その損害については、その責を負いません。
- (2) 出展者は、出展スペースの一部あるいは全部を転貸・売買・譲渡・交換することはありません。
- (3) 応募に要する費用は応募者にご負担いただきます。
- (4) 提出書類は、原則として返却しません。
- (5) 参加に当たっては、第 2 回上海輸入商品博覧会香川県ブース出展規程を遵守していただきます。

第2回上海輸入商品博覧会香川県ブース出展規程

香川県、(財)かがわ産業支援財団(以下「主催者」という)が出展する第2回上海輸入商品博覧会香川県ブース(以下「ブース」という)に香川県内企業・団体が出展する場合はこの規程の定めによるものとします。

1 出展者

県内に主たる事業所を有する中小企業者または中小企業団体等

2 出品物

中国における輸入商品(食品、飲料、食品加工品を除く)。

ただし、次に該当する物は禁止又は制限します。

- (1) 中国の輸入禁止品目
- (2) 日本の輸出入関係法規で規制する物
- (3) 特許権、意匠権、商標権などを侵害する物、あるいはその恐れがある物
- (4) 展示効果上の理由によらない同一商品の多数出品

3 出展の単位

- (1) 出展の単位は一定スペースを「小間」とし、1小間3m×3mを標準とします。
- (2) 出展は原則として1企業・団体当たり1小間とします。

4 経費について

(1) 主催者が負担するもの

- ①スペース料(1小間あたり3m×3m=9㎡)
- ②全体のデザイン及び各小間の基本装飾(社名版×1、100Wのスポットライト×2、電源ソケット×1、テーブル×1、椅子×2、カーペット)
- ③主催者において搬送する海上貨物輸送費:往路(主催者指定の日本国内集積場所から展示会場の各小間まで)及び復路(展示会場から日本国内の主催者指定場所まで)
- ④主催者において搬送する海上貨物輸送にかかる日本国内及び現地通関諸手続き費用
- ⑤貨物損害保険料

(2) 出展者が負担するもの

出展者の負担となる主な経費には、次のものがあります。【(1)で明示していない経費は出展者負担となります。】

- ①出品物の梱包費用及び、各出展企業所在地から主催者指定日本国内集積場所の往復の輸送にかかる経費(保険料を含む)
- ②出展者が別途製作・調達する展示装飾(以下「自己装飾」という。)にかかる経費及び現場組立費、撤去費
- ③出展者が独自に注文する什器・備品等のレンタル料
- ④出品物の実演に要する経費(工事費、電気・水等の使用料、材料・機材費など)
- ⑤出展者が独自に用意するパンフレット等の経費
- ⑥出展者が雇用する通訳、アテンダント等の人件費
- ⑦出展者の渡航費、交通費及び宿泊費

⑧渡航手続諸経費（旅券取得経費等）

5 展示装飾

- (1) 展示装飾作業は、主催者の定める規程及びスケジュールを守ってください。
- (2) 全体の構成、小間配置、小間割り当て、基本装飾は、全体の統一・調和を図るため、主催者が行います。
- (3) 出展者の自己装飾について、全体の統一・調和を阻害したり、他の出展者の迷惑となる等、会場運営に支障があると主催者が判断した場合は、自己装飾の変更又は撤去を指示する場合があります。
- (4) 主催者が提供する小間壁面及び備品には、ネジ、クギ等で傷を付けないでください。

6 出品物の梱包

出品物の梱包、開梱及び再梱包は、必ず出展者本人又は代理人の立会のうえ、出展者の責任で行ってください。なお、再梱包には、原則として往路の梱包材を再使用するものとします。

7 出品物の実演等

- (1) 小間内において展示以外に実演を行う場合は、事前に主催者にお知らせください。
- (2) 実演にかかる一切の経費は、出展者の負担になります。
- (3) 会場内において電気クッキングヒーターは使用可能ですが、ガスコンロは使用できません。
- (4) 当事業の趣旨、会場の条件から、主催者が不相当と判断したものについては、実演の制限又は禁止をすることがあります。

8 出品物の管理並びに責任

- (1) 出品物及び貴重品の管理は、出展者の責任で行ってください。出品物については、出展者の責任と経費負担により、必要に応じて保険を付保してください。
- (2) 出展者は、会期中はもとより、搬入・搬出時も出展物の管理に立ち会ってください。
- (3) 不可抗力、不時の災害等により発生した損害については、主催者はその責めを負いかねますので、あらかじめご了承ください。

9 出展者の現場立会い等

- (1) 自己装飾を行う出展者は、必ず出展者本人又は代理人がその準備に立ち会っていただきます。
- (2) 出展者は、出品物の説明、引き合い、商談などに対応するため、小間内に待機していただきます。（最低限中国語による対応必要。）
- (3) 出展者は、催事終了後に出品物を適正に処理するものとします。
- (4) 出展者は、派遣する方の氏名について、所定の期日までにお知らせいただきます。

10 即売の禁止

会場内で、出品物、その他の物品を小売り・販売することはできません。

11 催事の中止等

主催者は、天災、政情不安、外交関係その他主催者の責めに帰さない事由が発生した場合、ブースの展示の全部又は一部について、内容の変更及び中止ができるものとします。

1.2 規格外事項

- (1) 本規程に定めのない事項が発生した場合、主催者はその対策を決定できるものとします。
- (2) (1) の場合、主催者は出展者に通知するものとし、出展者は主催者の決定した対策に従うものとします。

1.3 免責

本規程 1.1（催事の中止等）及び 1.2（規格外事項）の適用により発生した出展者の損害及び不利益等について、主催者はその責めを負わないものとします。